

茨木市道路位置指定基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(道路の配置、設計の原則)

第2 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、茨木市細街路整備計画に整合し、かつ周辺の土地利用状況を勘案して環境の保全、災害の防止、通行の安全上支障がないような規模並びに構造で適切に配置しなければならない。

2 指定道路の設計に当たっては、その道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形、地盤の性質及び周辺の土地利用状況を勘案するとともに、予定建築物の用途及び公共公益施設の整備計画について、関係法令及び茨木市開発指導要綱に適合させることのほか、この基準に適合しなければならない。

(事前協議、詳細協議)

第3 道路の位置の指定を受けようとする者（以下「開発者」という。）は、あらかじめ事前協議書（様式1及び様式2）を提出し、事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議を完了した者は、詳細協議書（様式3）により詳細協議を行わなければならない。

(覚書の締結)

第4 開発者は、事前協議及び詳細協議完了後、指定道路及び公共公益施設の整備及び移管等に関し、茨木市及び土地所有者と覚書（様式4）を締結しなければならない。

(道路位置指定申請書)

第5 開発者は、道路位置指定申請書（様式5）及びその添付図書を市長に提出し、審査を受けなければならない。

(工事の施工)

第6 開発者は、第4に定める覚書の締結及び第5の道路位置指定申請書提出後、指定道路に関する工事に着手することができる。

2 指定道路に関する工事の施工に際しては、周辺の公共施設及び周辺地域の環境等を損なわないようにしなければならない。万一支障が生じた場合は、誠意をもって速やかに適切な措置を講じなければならない。

(検査)

第7 開発者は、位置指定に関する工事のうち、道路の舗装を除く工事を先行し、それが完了したときは、工事の検査申請書（様式6）を提出して中間検査を受けるものとする。

- 2 舗装については、中間検査合格後実施するものとする。
- 3 すべての工事が完了したときは、工事の検査申請書を提出し、完了検査を受けるものとする。

(指定道路及び公共公益施設の移管)

第8 開発者は、指定道路及び公共公益施設を建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告(様式7)した日の翌日をもって原則として本市に無償提供するものとする。

- 2 開発者は、第7第3項により工事の完了検査を受けようとするときは、指定道路及び公共公益施設の引渡申出書(様式8)及び寄附申出書(様式9)を提出するものとする。

(道路の位置の指定の公告)

第9 市長は、第7第3項による検査の合格並びに第8第2項に定める図書の提出がされた後に、道路の位置の指定の公告を行うものとする。

(工事保証期間)

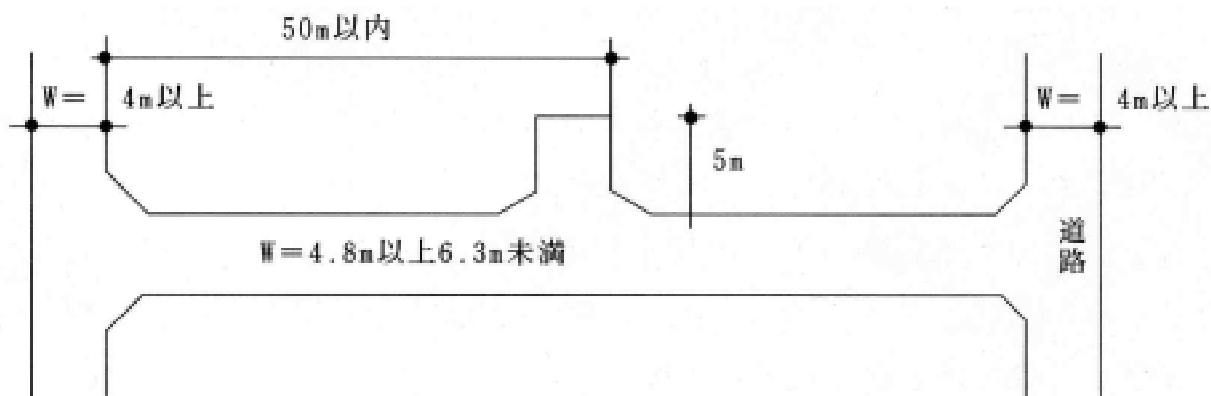
第10 開発者は、市に移管した指定道路及び公共公益施設に瑕疵が発見されたときは、移管手続の完了日から1年間については、開発者の責任で手直し工事を行わなければならない。

(指定道路の接続)

第11 指定道路は、その両端を他の道路に接続しなければならないものとするただし、幅員1.8m未満の道路については、茨木市細街路整備計画等において拡幅の予定のあるものに限り他の道路と見なすことができる。

(通り抜け道路)

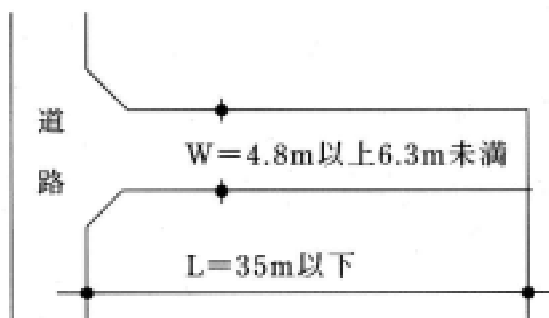
第12 指定道路は、その両端(第13に定める場合は除く。)を幅員4m以上の道路に接続し、かつ指定道路の幅員が4.8m以上、6.3m未満のものについては、区間50m以内ごとに自動車用回転広場を設けなければならない。



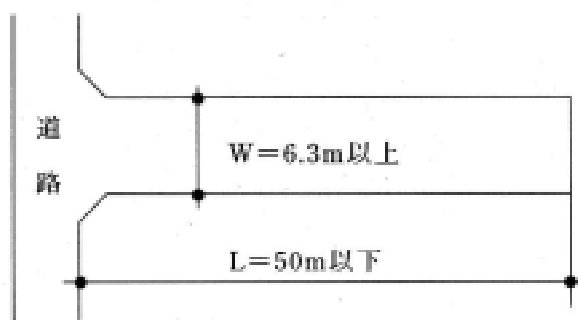
(袋路状道路)

第13 指定道路が次の各号の一に該当する場合、又はこれらに準ずる場合は、袋路状道路(その一端のみが道路に接続したものをいう。以下この基準において同じ。)とすることができる。

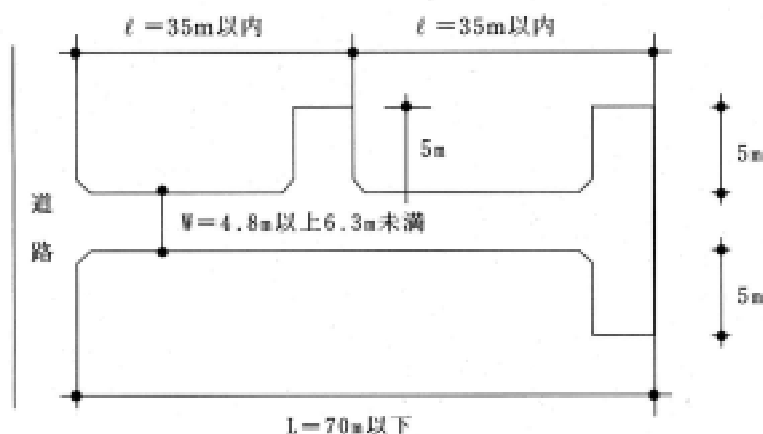
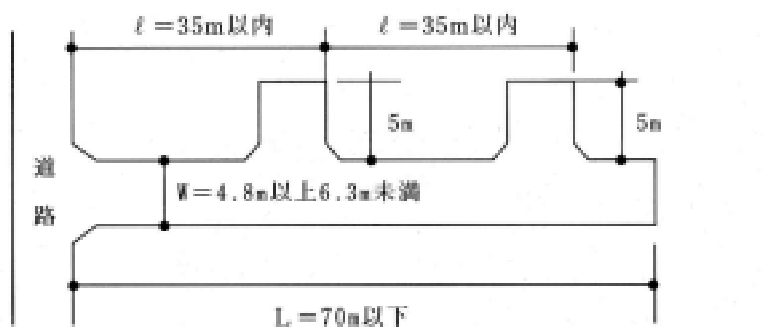
(1) 指定道路の延長が 3 5 m 以下のもので幅員が 4 . 8 m 以上、 6 . 3 m 未満のもの。



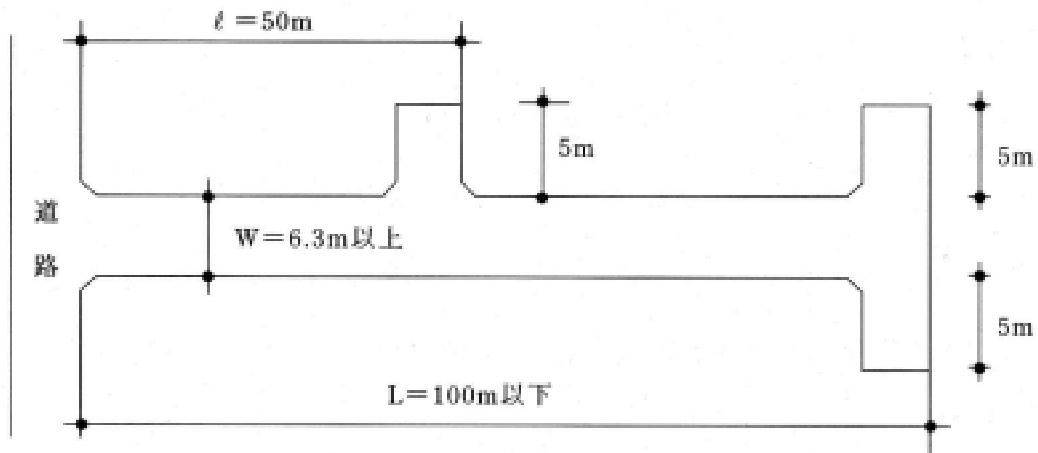
(2) 指定道路の延長が 5 0 m 以下のもので幅員が 6 . 3 m 以上のもの。



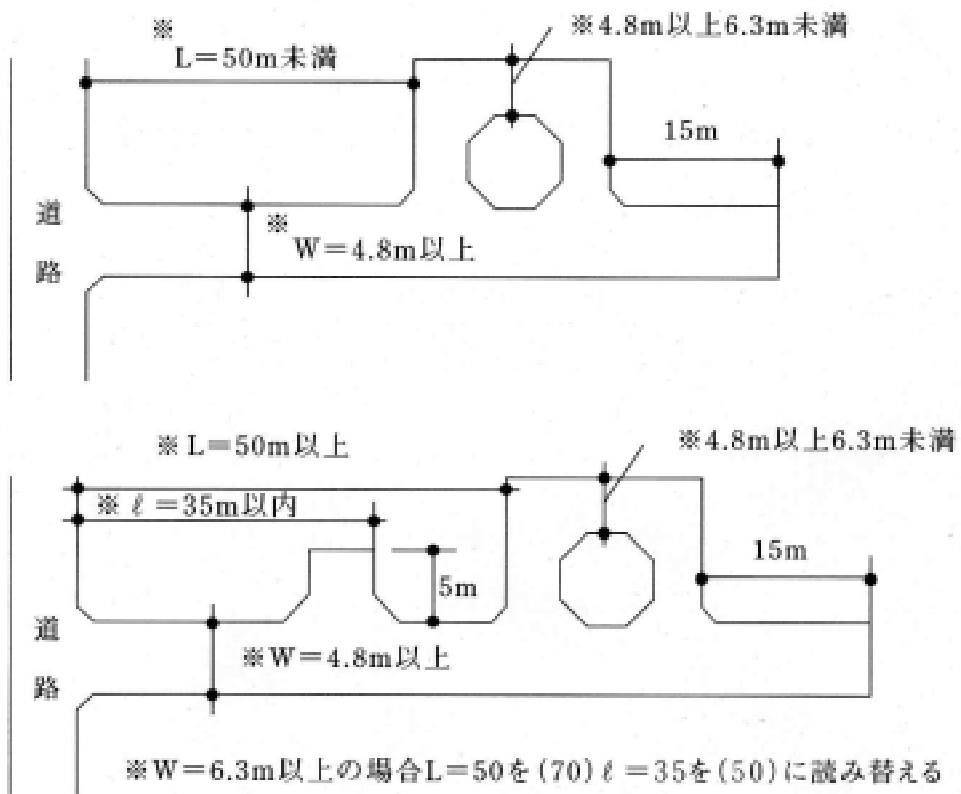
(3) 指定道路の延長が 7 0 m 以下、幅員が 4 . 8 m 以上 6 . 3 m 未満のもので、終端及び区間 3 5 m 以内ごとに自動車用回転広場を設けたもの。



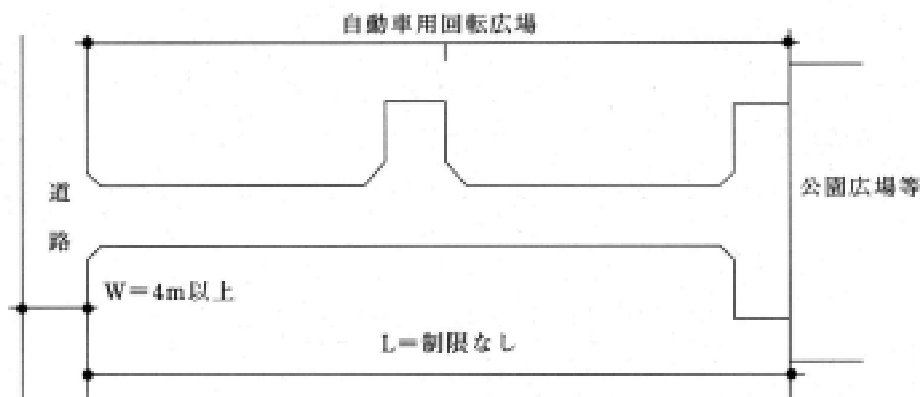
(4) 指定道路の延長が100m以下、幅員が6.3m以上のもので、中間地点附近及び終端において自動車用回転広場を設けたもの。



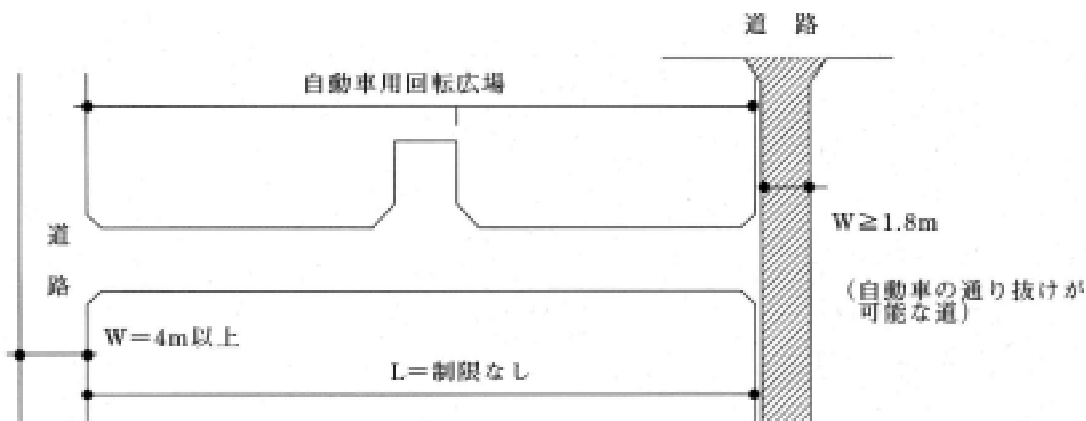
(5) 一端が口字型（口字型に類似する型を含む。）となっている道路で、その他の道路から口字型の道路に至るまでの道路の延長が50m未満のもの。又は、当該区間が50m以上のもので、35m以内ごとに自動車用回転広場を設けたもの。



(6) 一端が幅員4m以上の道路に接続し、かつ他の一端が国、市又はそれに準ずる団体が管理する公園、広場、河川敷防等将来にわたって緊急時の避難の安全上支障をきたすおそれのないもので、第3号及び第4号の規定に準じて自動車用回転広場を設けたもの。



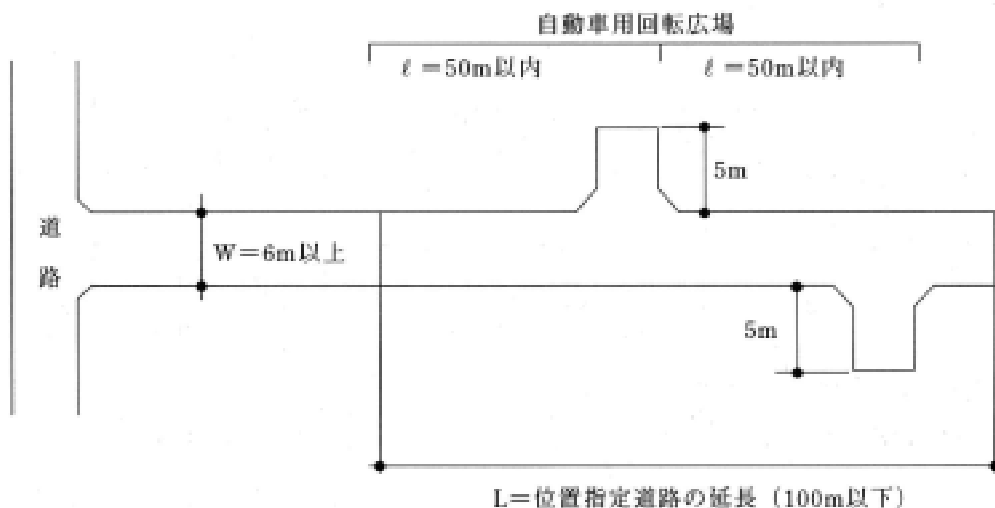
- (7) 一端が幅員4m以上の道路に接続し、かつ他の一端が自動車の通り抜けが可能な幅員1.8m以上の道に接続しているもので、第3号及び第4号の規定に準じて自動車用回転広場を設けたもの。



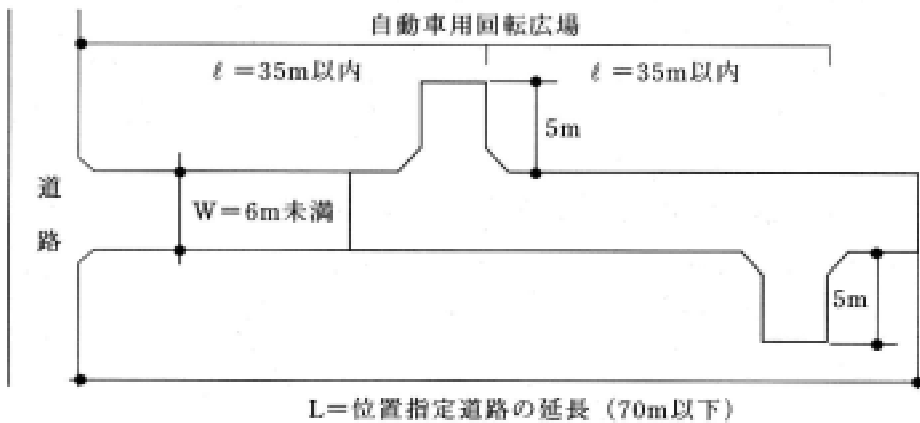
- (8) 茨木市細街路整備計画に適合し、かつ周囲の土地利用状況等避難及び通行の安全上支障がないと特に市長が認めたもの。
(指定道路の延長の制限の起算点の特例)

第14 指定道路が袋路状道路に接続する場合の延長及び起算点は次による。

- (1) 袋路状の接続道路の幅員が6m以上の場合は、指定道路の起点から算定する。



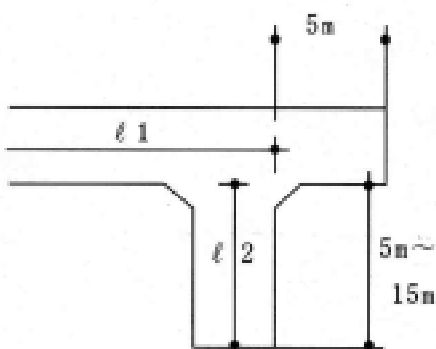
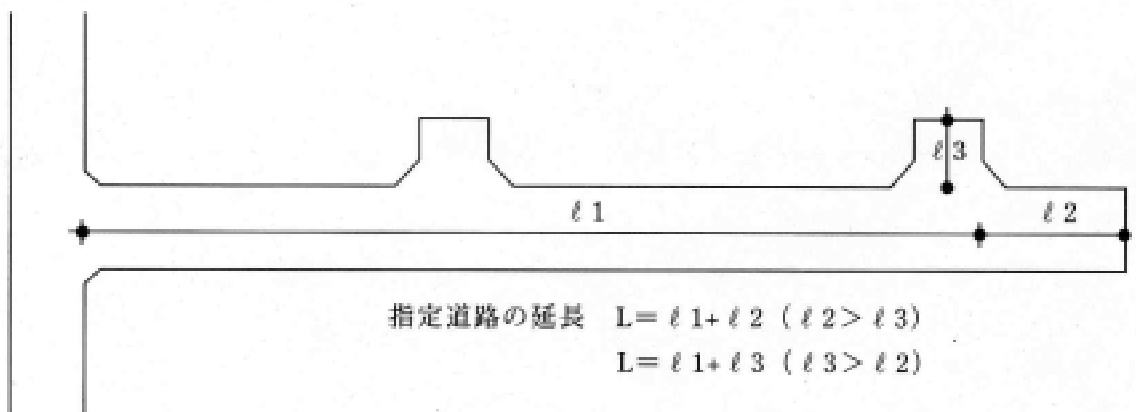
(2) 袋路状の接続道路の幅員が6 m未満の場合は、接続道路の起点から算定する。なお、自動車用回転広場を袋路状の接続道路内に設置する必要があるにもかかわらずその設置が困難な場合は、周辺の土地利用状況等により、特に市長が認めたものについては、位置指定道路の起点附近に自動車用回転広場を設けるものとする。



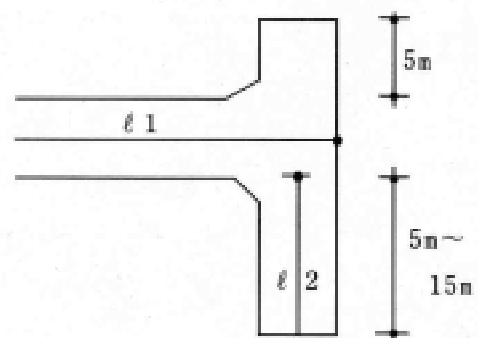
(指定道路の幅員及び延長距離)

第15 指定道路の幅員は、有効4 m以上確保しなければならない。

2 指定道路の延長距離の測り方は、下図に示す方法による。



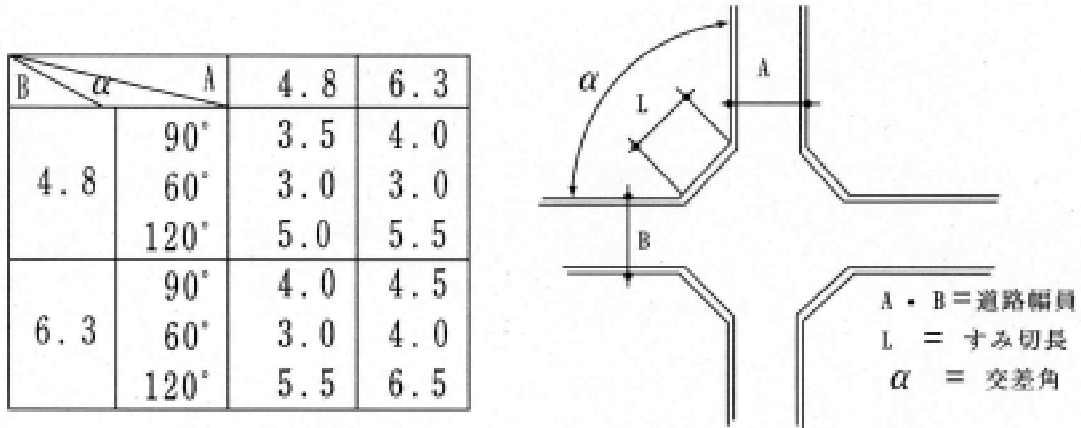
指定道路の延長 $L = \ell^1 + \ell^2$



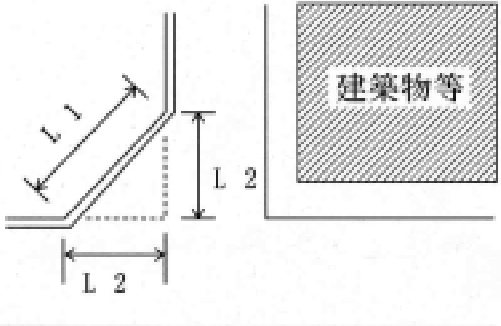
指定道路の延長 $L = \ell^1 + \ell^2$

(指定道路のすみ切)

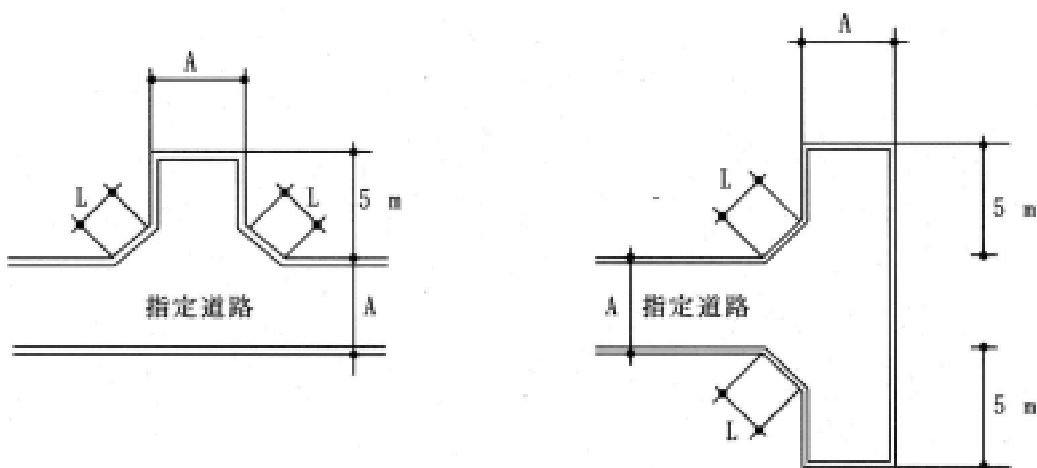
第 16 指定道路が、指定道路若しくはその他の道路と交差、又は屈曲する箇所には、すみ切(二等辺三角形)を設け、すみ切長は下図に示す数値を標準とする。



2 既存の建築物、工作物、擁壁又はがけ等周囲の状況により両側すみ切を設置することが困難であり、かつ片側に次表に示す数値のすみ切長が設置される場合は、前項の規定に適合するものとみなす。

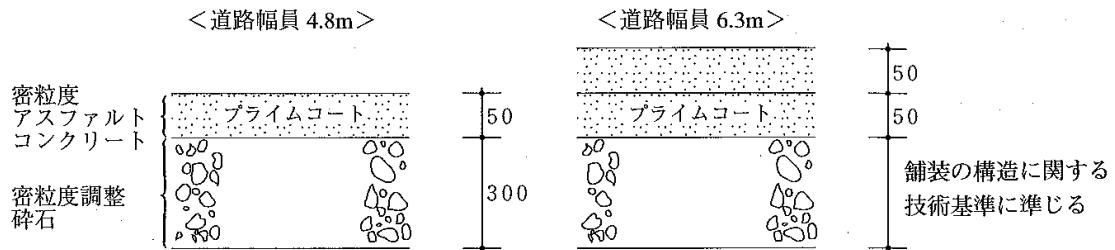
交差する道路の幅員		L 1・L 2	備 考
6 m 以上	6 m 以上	L 1 = 6.5m 以上 L 2 = 4.5m 以上	 <p style="text-align: center;">建築物等</p>
6 m 以上	6 m 未満	L 1 = 4.5m 以上 L 2 = 3.0m 以上	
6 m 未満	6 m 未満	L 1 = 4.5m 以上 L 2 = 3.0m 以上	

3 自動車用回転広場は下図による。

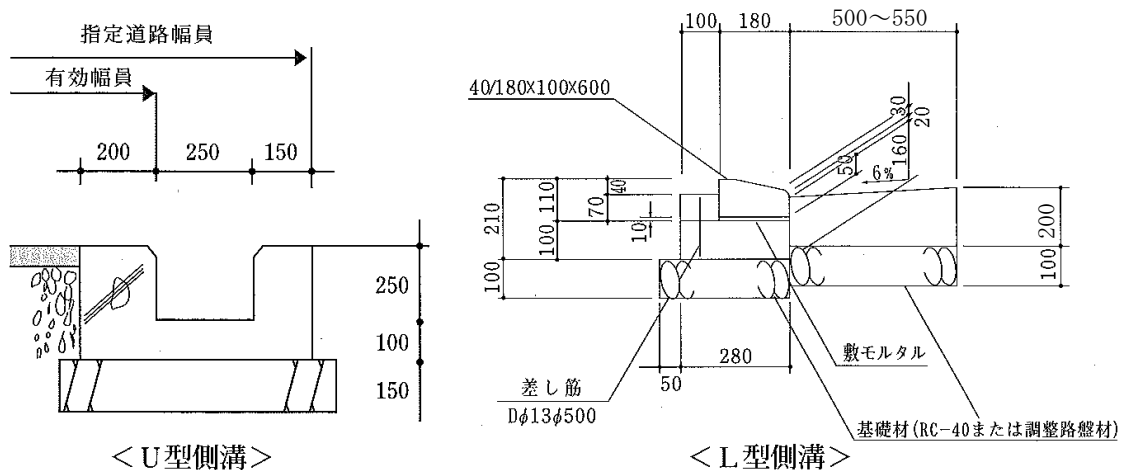


(指定道路の構造)

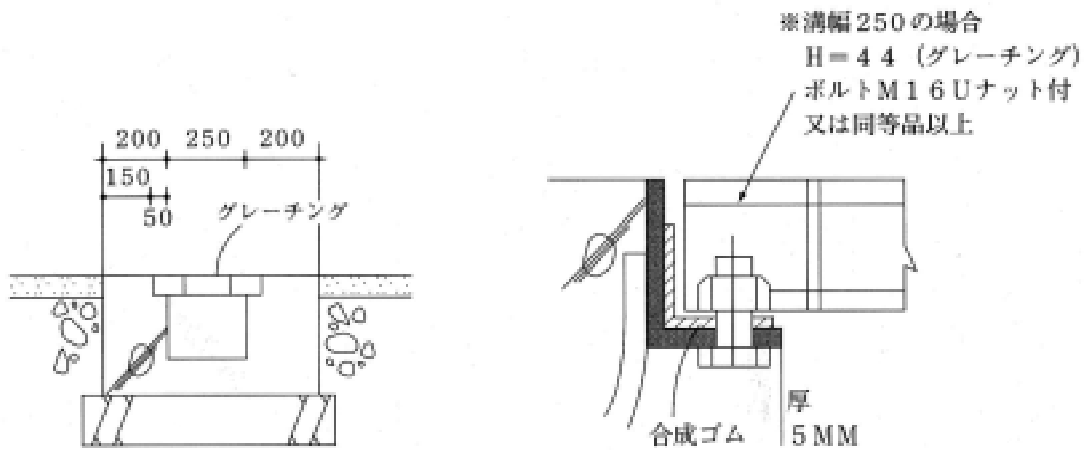
第17 道路の舗装は、原則としてアスファルトコンクリート舗装とし、舗装厚及び路盤の厚さは下図による。



- 2 道路の縦断勾配は最小勾配を0.3～0.5%とし、最大勾配を9%以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められた場合には、小区間に限り12%以下とすることができる。なお縦断勾配が7%を超える場合は、滑り止めの処置を施すものとする。
- 3 道路の横断勾配は、1.5～2.0%以下とする。
- 4 道路の側溝は、原則としてU型側溝現場打とする。なお側溝勾配は、構造、断面により異なるが、最大勾配6%とし、最大勾配を超える場合は、段差工を設けなければならない。



- 5 横断側溝に設置する蓋等は、騒音抑止用(市ネーム付)、細目とし、荷重条件は原則として25t以上とする。



(指定道路の附属工作物)

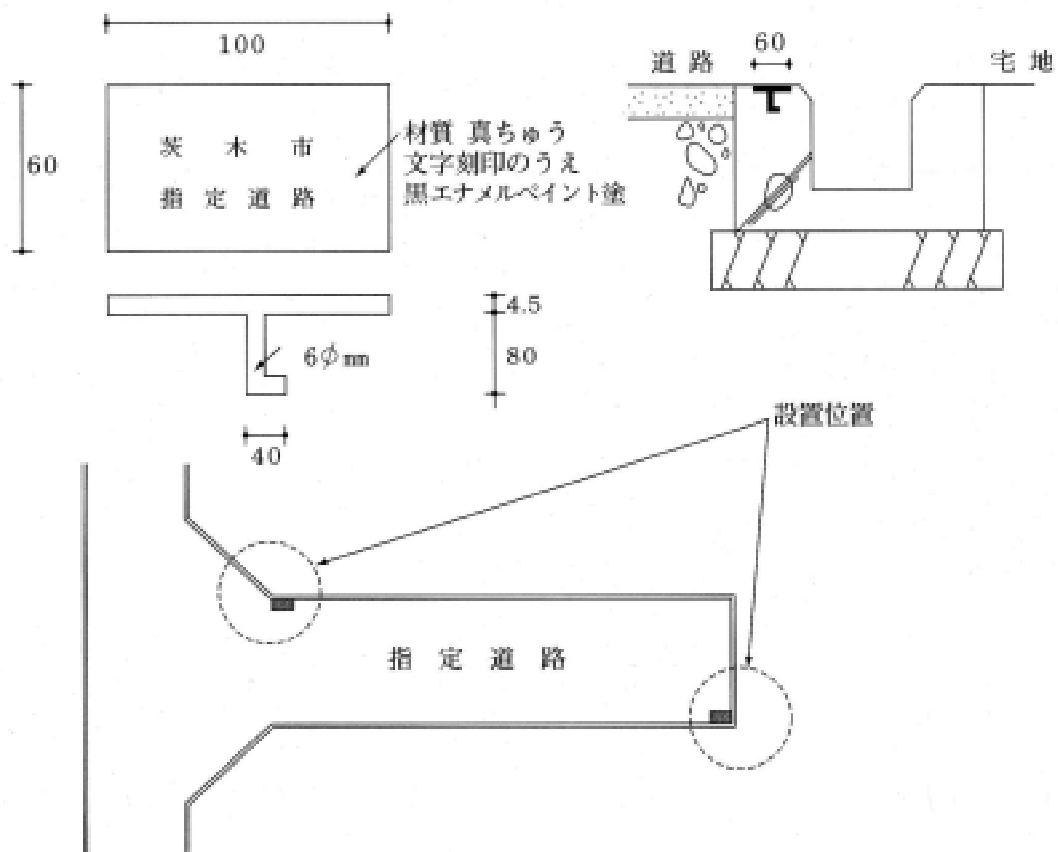
第 18 指定道路には、通行の安全を確保するために必要とする防犯灯及び交通安全施設並びにごみ置場等を設置しなければならない。

(排水施設)

第 19 指定道路及び宅地の排水については、周辺に溢水のおこらないよう排水施設を整備する等の措置を講じなければならない。

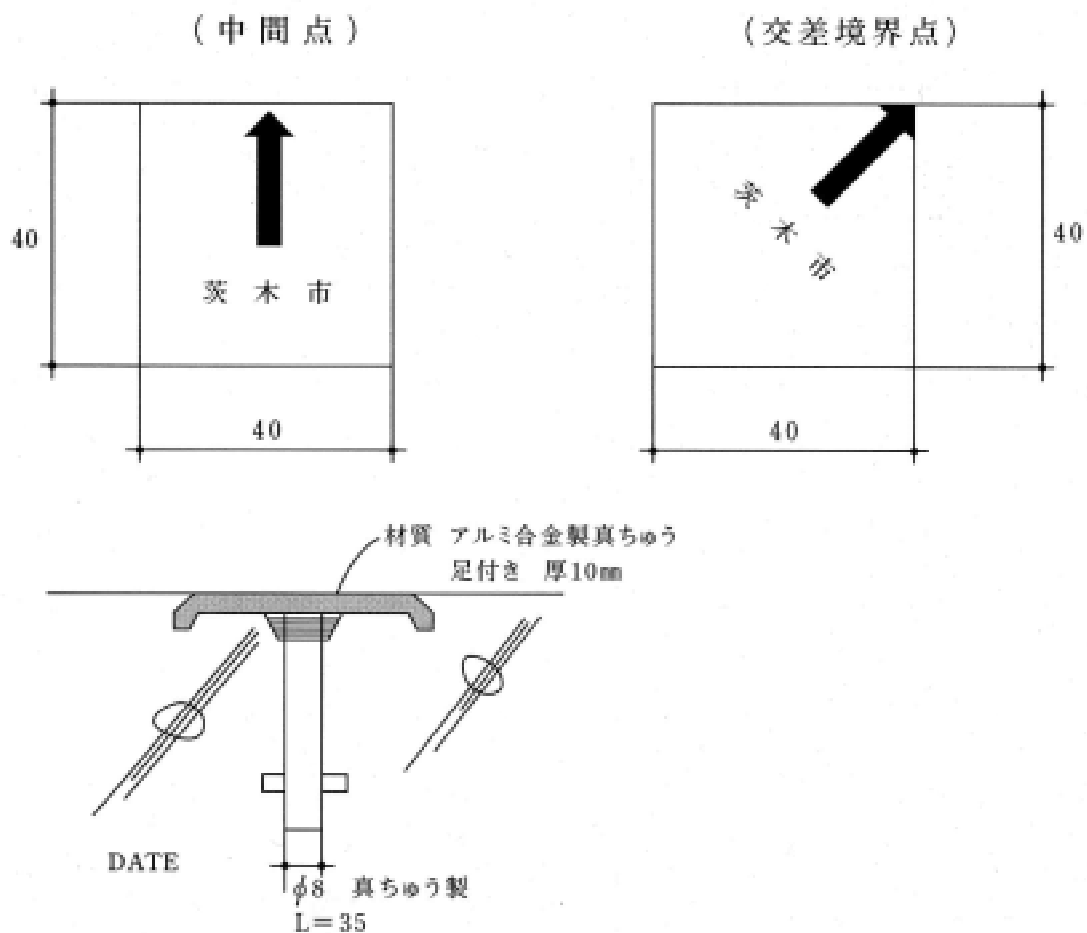
(標識の設置)

第 20 茨木市建築基準法施行条例(平成 12 年茨木市条例第 8 号)第 3 条に定める標識は下図によるものとし、指定道路の起点及び終点附近に設置しなければならない。



(境界標の設置)

第 21 市に移管する指定道路及び公共公益施設については、下図による境界標を設置しなければならない。



附 則

この基準は、昭和 58 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 12 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。